

2021年6月9日

各位

会社名 株式会社 ヤギ
代表者名 代表取締役 八木 隆夫
 社長執行役員
 (コード 7460 東証第2部)
問合せ先 経営管理部長 平松 帝人
 (TEL 06-6266-7332)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年6月9日開催の取締役会において、執行役員（取締役兼務の執行役員を除きます。以下「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の対象執行役員に、経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで中長期的な企業価値の向上及び持続的な株主価値の向上を図ることを目的とした制度です。

II. 本制度の概要

1. 対象執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、取締役会で決定いたします。

2. 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象執行役員に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象執行役員に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 金銭債権の支給及び現物出資

当社は、対象執行役員に対し、当該対象執行役員に発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭債権を支給し、対象執行役員は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

4. 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象執行役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- (1) 対象執行役員は一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- (2) 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。

III. 本制度の導入時期

本制度の具体的な支給金額、発行又は処分株式数、その他の本制度の具体的な内容については、2021年6月25日開催予定の当社取締役会において決定することを予定しております。

以上